美国等级联系

ジイダンス資料





1. 貸金業務取扱主任者とは

貸金業務取扱主任者とは、**貸金業務取扱主任者資格試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受けた者**をいいます。

貸金業務取扱主任者の制度は、平成15年8月改正貸金業法で創設されましたが、平成18年12月改正貸金業法の3条施行(平成21年6月18日)から、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験が開始されました。

平成22年6月18日 以降、貸金業者は貸金業務取扱主任者を法令で定める数、営業所 又は事務所毎に設置しなければなりません。

2. 貸金業務取扱主任者の設置

貸金業者は、営業所等ごとに、主任者の数/貸金業の業務に従事する者の数が、1 / 50 以上となるように、主任者を設置しなくてはいけません。(法12-3 I)。





3. 貸金業者とは

貸金業者とは、法3条第1項の登録(貸金業の登録)を受けた者をいいます(法2II)。

1. 貸金業とは

貸金業とは、貸付けを業として行うことです(法21)。

2 貸金業から除外されるもの。

次のものは、貸金業法で規制しなくても資金需要者等の利益を損なうおそれがない ので、貸金業から除外されます(法2I)。

【貸金業から除外されるもの】

- ① 国・地方公共団体が行うもの(自治体の中小企業向け融資等)
- ② 他の法律に特別の規定のある者が行うもの (銀行や政府系金融機関の融資、質屋営業等)
- ③ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- ④ 事業者がその従業者に対して行うもの
- ⑤ 政令で定めるものが行うもの(令1-2)

労働組合、国家公務員・地方公務員等の職員団体・組合や公益社団法人・公益財団法 人、私立学校法等特別の法律に基づき設立された法人等が行う場合です。

4. 貸金業務取扱主任者の仕事

貸金業務収扱主任者は、貸金業の業務に従事する使用人等の従業者に対して、**貸金業に** 関する法令(条例を含みます)の規定を遵守し、業務を適正に実施するため必要な助言ま たは指導を行います(法12-3 I)。

従業者は、主任者が行う助言を尊重し、指導に従わなければなりません(法12-3Ⅱ)。



資格試験資料

1 試験の実施方法

試験の実施方法は、次のとおりです。

試験方法	筆記試験		
問題数	50 問		
出題形式	4 肢択一方式		
試験時間	2 時間 (13 時 00 分~15 時 00 分)		
試験日	22 年 11 月 20 日(日)		
解答方式	マークシート方式		
	札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、		
	大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄		
試験地	全国 17 地域		
	※受験申込者は希望試験地を選択することができます。		
	※試験会場は試験機関で決定し通知いたします。		
受験手数料	8,500円(政令で定められています。)		

2 受験手続

	_L \2 =2 / I H2 =2		
郵送申込	申込受付期間	平成23年7月1日(金)	受験手数料振込後、振込用紙
		~9月9日(金)	の控え(A 払込受付証明書)原
		当日消印有効	本を受験申込書(団体申込の場
	受験手数料	平成23年9月9日(金)	合は受験申込者一覧)に貼付し
	銀行振込期限		て、平成23年9月9日(金)迄(当
			日消印有効)に簡易書留にてご
			発送願います。
インターネット申込	申込受付期間	平成23年7月1日(金)	申込は平成23年9月9日(金)
		~9月9日(金)	17 時迄となります。希望される受
		最終日は17時00分締切	験手数料の支払方法をよく確認
	振込期限	平成 23 年 9 月 13 日 (火)	のうえ、平成23年9月13日(火)
	・クレジットカード		中に振込または決済願います。
	決済		
	・コンビニ決済		
	•指定口座振込		
受験票発送	予定日	平成 23 年 11 月 2 日 (水)	平成23年11月10日(木)迄に受
			験票が届かない場合は、「受験票
			の未着」欄をご覧ください。
試験日		平成 22 年 11 月 20 日(日)	
合格発表日		平成 24 年 1 月 12 日 (木)	協会ホームページに合格者の
			受験番号を掲載します。
			合格者に対して、「合格証書」を
			交付します。
			I

資格試験に関するお問合せ窓口

TEL. 03-5739-3867 (9時 30分から 12時、13時~17時 30分 (土日祝日除く))

3. 試験科目と出題範囲

試験科目と出題範囲は、下表のとおりです。 出題範囲として以下に記載されている関係 法令は、当該法律の施行令、施行規則を含むものとします。

◆ 法及び関係法令に関すること

関係法令	分野•内容
(1) 貸金業法	全般とする。
(2) 同施行令	
(3) 同施行規則	
(4) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	
(5) 利息制限法	
(6) 貸金業者向けの総合的な監督指針	
(7) 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)	
(金融庁)	
(8) 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則	
(9) 紛争解決等業務に関する規則	
(10) 同細則	
(11) 貸付自粛対応に関する規則 (日本貸金業協会)	

◆ 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

>+ /\ m ²	関係	法令	
法分野	中心法令	関係法令	分野•内容
民事法(民法・商法	(1) 民法		第一編総則〜第三編を中心に第
を中心とするその			四、五編も含む。
他の関連法令)	(2) 商 法		第一編総則、第二編第一章総則と
			する。
	(3) 会社法		組織形態、代表権、法人格に関す
			る事項とする。
	(4) 保険法		全般とする。(但し、貸金業の業
			務に必要なものとする。)
	(5) 手形法・小切手		全般とする。(但し、貸金業の業
	法		務に必要なものとする。)
		(6) 電子記録債権	全般とする。(但し、貸金業の業
		法	務に必要なものとする。)
		(7) 動産及び債権	
		の譲渡の対抗要件	
		に関する民法の特	
		例等に関する法律	
		(8) 電子消費者契	
		約及び電子承諾通	
		知に関する民法の	
		特例に関する法律	
		(9)不正競争防止法	
民事手続法(民事	(1) 民事訴訟法		全般とする。(但し、貸金業の業
訴訟法、民事執行	(2) 民事執行法		務に必要なものとする。)
法及び民事保全法	(3) 民事保全法		
を中心とするその		(4) 裁判外紛争解	
他の関連法令)		決手続の利用の促	

		進に関する法律	
		(5) 民事調停法	
倒産法(破産法、民	(1) 破産法		全般とする。(但し、貸金業の業
事再生法を中心と	(2) 民事再生法		務に必要なものとする。)
するその他の関連		(3) 会社更生法	
法令		(4) 特定債務等の	
		調整の促進のため	
		の特定調停に関す	
		る法律	
		(5) 会社法	第二編株式会社第九章清算とす
			る。
刑事法(暴力団員	(1) 暴力団員によ		第一章総則、第二章暴力的要求行
による不当な行為	る不当な行為の防		為の規制等とする。
の防止等に関する	止等に関する法律		
法律、及び犯罪に	(2) 犯罪による収		全般とする。(但し、貸金業の業
よる収益の移転防	益の移転防止に関		務に必要なものとする。)
止に関する法律を	する法律		
中心とするその他		(3) 刑 法	第一編第七章犯罪の不成立及び
の関連法令)			刑の減免、同第八章未遂罪、同第
			十一章共犯、第二編第十七章文書
			偽造の罪、同第十八章の二支払用
			カード電磁的記録に関する罪、同
			第二十章偽証の罪、同第三十五章
			信用及び業務に対する罪、同第三
			十七章詐欺及び恐喝の罪、同第三
			十八章横領の罪とする。
		(4) 不正アクセス	全般とする。(但し、貸金業の業
		行為の禁止等に関	務に必要なものとする。)
		する法律	

貸金業務取扱主任者 試験資料

【中心法令と関連法令の定義 】 「中心法令」とは、貸金業に関係する法令のうち、貸金業務取扱主任者がその業務を行う際に必要となる規制等を含む法令であり、出題の中心となるものです。「関連法令」は貸金業の業務に必要な範囲に限定し、中心法令に関連して出題します。

◆資金需要者等の保護に関すること

法分野	関係法令	分野•内容
個人情報保護法(個人情報	(1) 個人情報の保護に関する法律	全般とする。(但し、
の保護に関する法律を中心	(2) 金融分野における個人情報保護に関	貸金業の業務に必要
とするその他の関連法令	するガイドライン(金融庁)	なものとする。)
等)		
消費者保護法	(1) 消費者契約法	
経済法(不当景品類及び不	(1) 不当景品類及び不当表示防止法	
当表示防止法を中心とする	(2) 「消費者信用の融資費用に関する不	
その他の関連法令等)	当な表示」の運用基準 (消費者庁)	
貸金業法その他関係法令	(1) 貸金業法、同施行令、同施行規則	全般とする。
	(2) 貸金業者向けの総合的な監督指針	
	(金融庁)	
	(3)事務ガイドライン(第三分冊:金	
	融会社関係 13 指定信用情報機関関係)	
	(金融庁)	
	(4) 貸金業の業務運営に関する自主規	
	制基本規則、紛争解決等業務に関する規	
	則、同細則、貸付自粛対応に関する規則	
	(日本貸金業協会)	
	のうち、資金需要者等の利益の保護に関	
	する部分	

◆財務及び会計に関すること

	分野・内容			
安县参照	(1) 家計収支の考え方(収支項目・可処分所得・貯蓄と負債)			
家計診断	(2) 個人の所得と関係書類(申告所得・源泉徴収票等の関係書類)			
財務会計	(3) 企業会計の考え方(企業会計原則)			
州伤云 司	(4) 財務諸表(損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・その他)			

注) 家計診断及び財務会計には、当分野に関係する法令等(税法、年金関係法その他)が含まれますが、出題は貸金業の業務に必要な範囲とします。

4 出題根拠となる法令の基準日

出題に係る法令等については、平成23年4月1日において施行されている法令等とします。

5 科目別出題数の目安

試験科目	出題数の目安
1. 法及び関係法令に関すること	22~28 問
2. 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関	14~18 問
すること	
3. 資金需要者等の保護に関すること	4~6 問
4. 財務及び会計に関すること	2~4 問
試験科目全体	50 問

- 注) 試験問題数は全体で50問となります。
- 注) 上記の科目別出題数は目安であり、実際の試験問題数とは異なることがあります。

6 第1回~第5回試験実施結果

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
申込者数	46, 306 人	17,780人	16, 254 人	9,908人	13, 547 人
受験者数	44, 708 人	16,597 人	12, 101 人	8,867人	12,081 人
合格者数	31, 340 人	10,818人	7,919 人	5, 474 人	3, 979 人
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%
合格基準点	30 問 正解	30 問 正解	33 問 正解	31 問 正解	30 問 正解

7 第3~5回試験出題内容

◆ 第1編 法及び関係法令

	第3回	第4回	第5回
1	貸金業法の目的	登録拒否の基準	用語の定義
2	貸金業法の用語の定義	廃業等の届出、登録換え	変更の届出
3	貸金業の業務運営	登録の更新等	無登録営業等と罰則
4	登録の拒否	貸付条件等の掲示	業務の適切な運営を確保
4	(D)	員的未件等の物外	するための措置
5	変更の届出	保証契約における書面交	禁止行為
J	发文 ⁰ 7油山	付	
6	貸金業務取扱主任者	除外される貸付け	極度方式基本契約の調査
7	媒介手数料	基準額超過極度方式基本	広告・勧誘と罰則
,		契約の調査	
8	登録標識	債権譲渡等の規制	書面の交付
9	返済能力の調査	受取証書の交付	保証人に対する書面交付
10	貸金業協会	利息制限法	マンスリーステートメント
11	外部委託	上限利率の規制	主任者の登録拒否
12	取立て行為の規制	業務の規制混合問題	上限利率の規制
13	登録換え	貸金業務取扱主任者	上限利率の規制

貸金業務取扱主任者 試験資料

14	誇大広告の禁止	契約締結時の書面	業務の委託
	15八四日*/赤山		
15	貸付条件の広告	極度方式貸付けと書面交	債権譲渡等の規制
		付	
16	禁止行為	電磁的方法による提供	返済能力の調査
17	受取証書	マンスリーステートメント	登録の拒否事由
18	契約締結前の書面	返済能力の調査	保証契約と返済能力の調
10	关 的种植 即 少 音	这件能力炒調宜	查
40	der 61 (de6) lands - de-	保証契約と返済能力の調	極度額の増額
19	契約締結時の書面	查	
20	途上与信	極度額の増額	個人過剰貸付契約
	her I NE THE ALL HER AL	預金通帳等の保管等の制	契約変更時の書面交付
21	個人過剰貸付契約	限	
	Sund S. I. Eller I .	I Pri fato and I I I I	極度方式保証契約と書面
22	返済能力の調査	帳簿の整備	の交付
23	利息制限法	取立ての委託	取立て行為の規制
	保証等に係る求償権行使	す光和仕事の担川	取立ての委託
24	の規制	事業報告書の提出	
25	不祥事件への対応	貸金業者の監督	監督処分
			個人信用情報の提供と同
26	指定信用情報機関	指定信用情報機関	意
27	債権譲渡に係る監督	個人信用情報の提供	みなし利息
28	【自主規制基本規則】	貸金業協会の苦情対応	_
29	取引履歴の開示	 貸金業協会と協会員	_
	4XプI/核正CV川刑/ハ		
30	_	不祥事件への対応	-

◆ 第2編 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務

	第3回	第4回	第5回
28	-	-	意思表示
29	-	-	代理
30	債務の返済期限	-	期間の計算他
31	保証	意思表示	消滅時効
32	相殺	履行遅滞	連帯債務
33	相続	債権の消滅原因	連帯保証
34	約束手形	相続	金銭消費貸借
35	民事再生	抵当権	犯罪収益移転防止法
36	強制執行	犯罪収益移転防止法	相続
37	強制執行	仮差押え	弁済
38	未成年者	各種の紛争解決手続	損害賠償
39	債権証書他	小切手	約束手形と電子記録債権
40	利息の契約	無権代理	民事訴訟
41	指名債権の譲渡	弁済	債権執行
42	民事訴訟	差押禁止動産・差押禁止債	民事再生
44	八十四五	権	八尹竹工
43		破産	

◆ 第3編 資金需要者等の保護

	第3回	第4回	第5回
43	総量規制の例外		個人データの提供
44	不当な表示の禁止	返済能力の調査他	消費者契約法
45	個人情報保護法	個人情報保護に関する	景品表示法
		ガイドライン	
46	帳簿の整備	誇大広告の禁止等	例外とされる契約
47	個人情報保護に関する	生命保険の規制	帳簿の整備
	ガイドライン		

貸金業務取扱主任者 試験資料

◆第4編 財務及び会計

	第3回	第4回	第5回
48	企業会計原則の損益計	企業会計原則の損益計	企業会計原則の一般原
	算書原則	算書原則	則
49	企業会計原則の貸借対	キャッシュフロー計算	計算書類等
	照表原則	書	
50	返済能力の調査に関す	酒自沙田市	酒自沙田西笠
	る記録	源泉徴収票	源泉徴収票等

8 試験問題 出題例

【問題 1】

貸金業法第13条の2第2項に規定する個人過剰貸付契約に関する次の①~④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る 契約であって、当該貸付けに係る契約の1か月の負担が当該債務に係る1か月の負担を上回 るものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ② 不動産の建設もしくは購入に必要な資金又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ③ 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が 取得するものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ④ 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の高額療養費(健康 保険法所定のもの)を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に 当たらない。

【解答 1】

【問題2】

意思表示に関する次の①~④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- ② 強迫による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- ③ 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であり、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができる。
- ④ 表意者が、重大な過失により法律行為の要素について錯誤に陥って意思表示をした場合、 当該意思表示は無効であり、表意者は、自らその無効を主張することができる。

【解答 2】